

## 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業所 ひすい訪問看護ステーション運営規程

### (事業の目的)

第1条 特定医療法人東筑会が開設する『ひすい訪問看護ステーション』(以下、単に「指定訪問看護事業」という。)が行う介護保険法及び健康保険法に規定される指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定めるものとする。この事業は、指定訪問看護事業の看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)が、介護保険法における要介護状態及び要支援状態にある者であって、かかりつけの医師(以下「主治医」という。)が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適当な訪問看護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業にあたる看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の向上を重視した在宅療養生活が継続できるように適切に事業の提供をおこなう。

- 2 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し事業の提供方法等について、理解しやすいように説明を行い、書面により同意の確認を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供につとめるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、以下のとおりとする。

- (1) 名称 ひすい訪問看護ステーション
- (2) 所在地 北九州市八幡西区八枝一丁目7番30号

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名(常勤兼務・看護師と兼務)  
管理者は、ステーションの従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも訪問看護の提供を行う。
- (2) 看護師等  
看護師 10名(常勤職員7名、非常勤職員3名)  
作業療法士 1名(常勤職員、非常勤職員1名)  
看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

- (3) 事務職員 1名（非常勤職員）  
必要な事務を行う。

（営業日、及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月14日から15日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。  
ただし、土曜日は12時00分迄とする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問看護の内容）

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・傷害の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴等による清潔の保持
- (3) 療養上の世話話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や看護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

（利用料等）

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、居宅サービス支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。また、その他の利用料として、別表に定める額を利用者から受けるものとする。

- 2 健康保険の場合は、診療報酬の額による。また、その他の利用料として、別表に定める額を利用者から受けるものとする。
- 3 利用料の支払を受けた時は、それぞれの費用ごとに区分して記載した領収書を利用者へ交付を行うこととする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施区域は、八幡西区、若松区、中間市、水巻町の区域とする。

(衛生管理対策)

第9条 事業所は、訪問看護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 事業所は、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(居宅介護支援事業者との連携)

第11条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者(必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む)と連携し、必要な情報を提供することとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第12条 事業所は、利用者が正当な理由なしに指定訪問看護の利用に関する指示に従わないこと等により、自己の要介護状態等の程度を悪化させたと認められるとき、及び利用者に不正な受給があるときなどには、意見を付して当該市町村に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第13条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

第14条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第15条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要」による。

(緊急時又は事故発生時等における対応方法)

- 第16条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。
- 2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

(地域との連携等)

- 第17条 本事業の運営に当たって、提供した訪問看護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。
- 2 事業者は、当該事業所が所在する地域の自治会等の地縁による団体に加入するなどして、地域との交流に努める。

(その他運営についての重要事項)

- 第18条 訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体勢を整備する。
- 2 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に係る事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。
- 3 第6条のサービス提供記録については、それらを当該利用者に交付する。
- 4 第6条のサービス提供記録、第16条第2項に規定する事故発生時の記録、第12条に規定する市町村への通知、第11条の苦情処理、並びに介護報酬請求に関する記録については、整備の上、完結してから5年間保存する。
- 5 市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「市町村等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、市町村等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、市町村等から求められた場合には、その改善の内容を市町村等に報告する。
- 6 事業者は、利用者等の人権擁護・虐待防止の為に、必要な措置を講じる。  
虐待防止に関する責任者を選定し苦情解決体制を整備している。  
従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を行い、サービス提供中に当該事業所従業者または療養者（利用者の家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。
- 7 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさない。  
なお、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

- 8 この規定に定める事項のほか、関係各法令の規定を順守することとする。また、運営に関する重要事項は特定医療法人東筑会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 9 月 1 日 一部改正

令和 1 年 6 月 1 日 一部改正

令和 6 年 6 月 1 日 一部改正

令和 7 年 5 月 1 日 一部改正